

譲渡人
（請負人） 様
譲受人
（金融機関等） 様

士別市長



債権譲渡承諾書

年 月 日付けで債権譲渡承諾依頼のあった次の譲渡債権については、次の条件を付けてこの譲渡を承諾します。

なお、債権譲渡承諾依頼書の内容及び提出書類に虚偽の記載等があれば、この承諾を取り消します。

また、債権者となる譲受人から適法な支払請求書を受領した日から40日以内に、譲渡債権の金額を支払います。

記

【譲渡債権の表示】

工事名	
契約年月日	
工事場所	
完成検査年月日	
譲渡債権の金額	
契約担当部署	

[承諾の条件]

- 1 譲渡人及び譲受人は、債権譲渡を適正に履行すること。
- 2 債権譲渡を行う工事における譲渡人の士別市に対する契約不適合責任は譲渡人に留保されること。
- 3 譲渡人及び譲受人は、債権譲渡を更に第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 4 譲渡人は、債権譲渡を行う工事に係る未払いの下請代金等がある場合は、責任を持って支払うこと。